

国立諫早青少年自然の家利用申込審査要領

令和5年7月1日制定
所長裁定

国立諫早青少年自然の家利用規程(以下「利用規程」という。)第2条に基づく所定の申込書による利用の申込みの審査方法について、次のとおり定める。

1 初回利用団体又は受付制限後初回の利用団体の審査

- (1) 団体登録の審査にあたっては、次の事項について留意し、確認の上で登録の可否を判断するものとする。
 - ア) 利用申込み団体の設立趣旨・目的、日頃の活動内容が独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則(以下「利用規則」という。)第4条に掲げる行為を行う団体又は行うおそれのある団体に該当しないこと。
 - イ) 法令の規定に反し、若しくは公共の秩序を乱し、又は善良の風俗に反する活動を行うおそれのある団体でないこと。
 - ウ) 利用規程第10条に基づく利用申込の受付制限を行った団体に関する団体でないこと。
 - エ) 社会情勢等に鑑みて、当該団体が国立諫早青少年自然の家(以下「諫早自然の家」という。)で活動を行うことにより中立性を損なう又はメディア(SNSを含む。)等で不適切に取り上げられる可能性があるなど、諫早自然の家のイメージや信頼性を低下させるおそれのある団体でないこと。
- (2) 諫早自然の家は、必要に応じ、利用申込みの内容以外の当該団体の活動について確認を行うものとする。
- (3) 利用規程第10条第2項に基づき団体登録を抹消された団体に係る審査においては、団体登録を抹消された活動内容等が、きちんと改善がなされているかの確認を行うものとする。

2 利用申込みの審査

- (1) 利用申込みの審査にあたっては、次の事項について留意し、確認するものとする。
 - ア) 利用申込みの内容が設立趣旨・目的や諫早自然の家における活動内容が利用規則第4条に掲げる行為に該当していないこと。
 - イ) 利用申込みの内容が、利用規則第6条第1項による活動の範囲となっていること。
 - ウ) 法令の規定に反し、若しくは公共の秩序を乱し、又は善良の風俗に反する活動を行うおそれのある活動内容でないこと。
 - エ) 社会情勢等に鑑みて、当該団体の活動を自然の家で行うことにより中立性を損なう又はメディア(SNSを含む。)等で不適切に取り上げられる可能性があるなど、諫早自然の家のイメージや信頼性を低下させるおそれのある活動内容でないこと。
- (2) 諫早自然の家は、必要に応じ、利用規程第3条第2項に基づき研修計画について指導及び助言を行うものとする。

- (3) 利用規程第10条に基づく利用申込みの受付制限を行う前提となった活動等について、きちんと改善がなされているかの確認を行うものとする。
- (4) 初回の利用申込みの承諾後、利用規程第11条に基づく利用申込みの全面取消が行われた場合、当該利用団体からの次回の利用申込みでは、団体登録審査は不要であるが、利用申込み申請の審査にあたっては、より丁寧な研修計画の指導及び助言を行うものとする。

3 所長があらかじめ定める書類等

- (1) 所長は、上記1及び2に掲げる留意すべき事項について疑義が生じたときは、以下のあらかじめ定める書類等の提出を求めるものとする。
 - ア) 利用申込書
 - イ) 本研修の目的・活動内容・主たる対象者が明記されている企画書、開催要項、募集要項・実施要領等
 - ウ) 団体構成員名簿(氏名、年齢、在居都道府県が記載されたもの。初回又は団体登録抹消後最初の利用申込みの場合)
 - エ) 団体の設立趣旨・目的、具体的な活動内容が記述されている資料(初回又は団体登録抹消後最初の利用申込みの場合)
(例)定款、規約、会則、要覧、団体概要等
- (2) その他の書類
利用申込みの団体に対して、次に掲げる資料を求めるほか、必要に応じ当該団体のホームページ等の公開情報を参照して、所定の申込書との不整合がある場合は確認を行うものとする。
 - ア) 当該団体の過去の活動実績(事業報告書等)
 - イ) 当該研修計画の過去の活動実績(実施報告書等)
 - ウ) その他必要と認める資料
- (3) 諫早自然の家は、利用申込書について、できるだけ具体的な研修計画を記載するよう求めるものとする。

4 利用の諾否の決定

利用申込みの審査終了後、速やかに利用規程第3条に基づく団体登録の可否の判断及び利用の諾否の決定を行う。

5 その他

この審査要領に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から実施する。